

金沢市スポーツ文化推進条例概要

1 目的 (前文・第1条)

金沢の文化に更に厚みを持たせ、発展させていくためには、新たな価値としての「スポーツ文化」を推進し、後代に引き継いでいくことが重要であると考え、その決意や、市、市民及び事業者などの役割、基本理念を示し、「スポーツで人とまちを元気にする」ことに積極的に取り組むことにより、活力と魅力のあるまちとしていくため、この条例を制定する。

2 スポーツ文化の定義 (第2条第1号)

スポーツを行うことはもとより、観ること、支えること、応援すること、語り合うことなどが日常的に行われ、これらが人々の生活の中に溶け込むとともに、その状態が風土として根付き、受け継がれていくもの

3 基本理念 (第3条)

本市におけるスポーツ文化の推進は、次の理念に基づき行われなければならない。

- ・市民が、それぞれの興味、関心、適性等に応じてスポーツに親しむ社会的気運の醸成
- ・市民が誇りと愛着を持つことのできる活力と魅力あふれる地域社会の実現
- ・市、市民、事業者及びスポーツ関係団体による相互の理解と連携

4 役割

【市の役割】(第4条)

基本理念にのっとり、スポーツ文化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施し、その施策の実施にあたっては市民、事業者及びスポーツ関係団体の意見を十分に反映させるよう努める。

【市民の役割】(第5条)

スポーツ文化についての理解を深めるとともに、その担い手として興味、関心、適性等に応じて主体的に取り組むとともに、市が行う施策に協力するよう努める。

【事業者の役割】(第6条)

スポーツ文化についての理解を深めるとともに、従業員がスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツ選手等への支援を行うなどスポーツ文化の推進に取り組むよう努める。

【スポーツ関係団体の役割】(第7条)

市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及び競技水準の向上を図り、特にホームタウンチームは、自らの競技活動を通じて地域の活力や一体感の醸成に寄与するなど、スポーツ文化の推進に主体的に取り組むよう努める。

5 施策の体系

【スポーツに親しむ機会の提供等】（第9条）

○生涯スポーツの推進（第1項）

- ・金沢ウォークの開催、かなざわスポーツフェスティバルの開催

○子どもスポーツの充実（第2項）

- ・新 屋内交流広場の管理・運営、児童スポーツクラブ健全育成事業

○障害者スポーツの普及促進（第3項）

- ・パラスポーツの普及、施設のバリアフリー化（中央体育館等）

※金沢市スポーツ推進計画

基本目標

- 多様なスポーツに親しむことができる機会の拡大
- 子どもスポーツの充実
- 障がいのある人等のスポーツ活動の促進と環境の整備
- スポーツ交流を通じたまちづくりの推進

【スポーツを通じた地域の活性化】（第10条）

○地域コミュニティの活性化（第1項）

- ・スポーツボランティアの育成、市民スポーツ大会の開催

○ホームタウンチームを通じた地域の活性化（第2項）

- ・新 ホームタウンチーム交流促進事業（出前教室の実施、応援デーの開催）

○スポーツツーリズムの推進（第3項）

- ・新 文化スポーツコミッションによる大会・合宿等の誘致、金沢ウォークや金沢マラソンの市外へのPR等

【スポーツ選手の育成等】（第11条）

○選手の育成（第1項）

- ・新 トップアスリート地域定着促進事業、地域スポーツ振興事業

○選手・指導者のセカンドキャリア等への支援（第2項）

- ・セカンドキャリア支援事業、トップアスリート地域定着促進事業

【推進協議会】（第12条）

- 市、事業者、スポーツ関係団体等による協議会を組織し、施策を推進

【環境の整備等】（第13条）

○環境の整備（第1項）

- ・城北市民運動公園（サッカー場）、南総合運動公園（旧総合プール跡地）の整備

○スポーツ遺産の発信（第2項）

- ・新 スポーツ遺産発信事業

【表彰】（第15条）

- ・新 金沢市スポーツ文化活動賞の創設

など

6 条例の施行

平成30年4月1日